

奈良市中央体育館無線LAN利用規約

(目的)

- 第1条 この規約は、奈良市中央体育館の使用者及び市民の情報収集の利便性を図ることを目的として、奈良市（以下「本市」という。）が提供する無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本サービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本規約に同意したものとみなします。

(サービスの内容)

- 第2条 本サービスを利用することができる施設は、奈良市中央体育館とします。
- 2 本サービスの利用料金は無料とします。
- 3 本サービスを利用するための本市への申請等は不要とします。

(サービスの利用)

- 第3条 本サービスを利用するための通信機器（パソコン等）は、利用者が準備するものとします。
- 2 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとします。通信機器の種類、ソフトウェア又はブラウザ等により本サービスを利用できない場合があっても、本市は責任を負いません。
- 3 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策は利用者が行うものとします。
- 4 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、通信機器及び付属機器に供給する電源は利用者が準備するものとします。
- 5 他の利用者の迷惑とならないよう、通信機器の音声は消音の上使用するものとします。
- 6 その他の利用方法については、利用施設の指示に従うものとします。

(利用履歴情報の取得)

- 第4条 本市は、本サービスを適切に運営するため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント、端末の個体識別情報（MACアドレス）の情報を、利用者が本サービスを利用した時にアクセスログとして取得するものとする。

(禁止行為)

- 第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。
- (1) 第三者又は本市の著作権やその他の権利を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為

- (2) 第三者又は本市の財産やプライバシー権を侵害する行為若しくは侵害するおそれのある行為
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者又は本市に不利益や損害を与える行為若しくは与えるおそれのある行為
 - (4) 誹謗中傷する行為
 - (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
 - (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
 - (8) 性風俗、宗教又は政治に関する活動
 - (9) パスワードを不正に使用する行為
 - (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
 - (11) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール送信する行為
 - (12) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為
- 2 禁止行為を行うことによって生じたあらゆる損害について、当該利用者は全ての法的責任を負うものとし、本市は一切責任を負いません。

(サービスの変更及び中止)

第6条 利用者が本規約に違反した場合は、利用を中止していただきます。

- 2 本サービスは利用者に予告なく中止することがあります。
- 3 利用の中止により、利用者又は第三者が被ったあらゆる損害について本市は一切責任を負いません。
- 4 本市は利用者の承諾を得ることなく、本サービス及び本規約の内容を変更できるものとします。

(免責事項)

第7条 本サービスは通信の完全性、可用性及び機密性を保証するものではありません。

- 2 本サービスの利用によって生じたあらゆる損害について、本市は一切責任を負いません。

附則

本規約は、令和4年2月1日から施行する。